

# 仙台オープン病院 医療情報システム更新業務 仕様書

本仕様書は、本件企画競争方式（公募型プロポーザル方式）用に提示するものであり、このままの本仕様書のとおり契約を締結するものではありません。

## 1. 委託業務名

医療情報システム更新業務（以下、「本件業務」という。）

## 2. 履行場所

〒 983-0824 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷5丁目22-1

公益財団法人 仙台市医療センター 仙台オープン病院（以下「当院」という。）

他、当院が許可した場所

## 3. 履行期間

（1） 契約締結の日から令和8年10月31日

事業の進捗によっては、当院と受注者の双方で協議・合意の上、履行期間を変更する場合あり。

## 4. 基本要件

（1） 受注者は、綿密な作業計画を立て、限られた費用で最大の効果を発揮すること。

（2） 受注者は、医療安全性の向上、医療の質の向上、業務手順の標準化、職員の意識改革、患者サービスの向上、医療データの二次的利用への活用を目的に、当院が目指す診療機能を効果的に発揮できる医療情報システム導入を誠実に実施すること。

## 5. 業務対象範囲

（1） 対象拠点：当院

（2） 対象システム

次期電子カルテシステム等で新規導入する医療情報システムおよび院内ネットワークシステム。

（3） 対象システムが利用するネットワーク機器及びケーブル等のネットワーク、サーバやストレージ及び端末等のハードウェア、並びに上記対象システムが安定して稼働することを必要とする運用管理システム等も一式として扱う。医療情報系と事務系のネットワーク設計、端末台数配置については見直しを行う予定。

## 6. 委託業務要件

### 【ア 要件定義】

（1） 更新対象システムを鑑み、検討を必要とするワーキンググループを提示すること。

（2） 各ワーキンググループでは、更新対象システムの機能説明を行うこと。

（3） 各ワーキンググループでは、更新対象システムによる運用方法を協議すること。

（4） 更新対象システムが現行システムと異なる場合は、データ移行の検討を進め、データ移行計画を提示し、当院と協議すること。

（5） 運用検討結果は運用フロー等の資料にまとめること。

### 【イ マスタ整備】

(6) 運用検討結果に則って、該当システムのマスタ整備の支援を行うこと。

**【ウ システム構築】**

(7) 受注者は基幹システムの他、部門システムを含むサーバ群の構築を原則行うこと。

(8) 受注者と更新対象システムベンダーは、サーバのスペック不足やソフト等の手配漏れがないように事前協議し構築を進めること。

**【エ 単体評価・接続評価・総合評価】**

(9) システム構築後、更新対象システム単位による単体評価を行うこと。

(10) システム間で情報連携するシステム（継続するシステムも含む）は対象システムベンダー間で接続評価を行うこと。

(11) システム全体を一貫した総合評価を行うこと。

(12) 評価結果はとりまとめ、当院へ報告すること。

**【オ リハーサル】**

(13) 外来運用、病棟運用、健診運用に関し、複数の事例案を当院へ提示すること。

(14) 当院で確定した事例に基づき、新システムで想定した運用が確認できるようリハーサルの支援を行うこと。

**【カ システム切り替え】**

(15) 新システム稼働に備え、現行システムからの切り替え計画を提示すること。

(16) データ移行計画の内容も踏まえ、必要に応じて事前データ入力支援を行うこと。

(17) システム切り替え計画に則って、新システムへ切り替え作業を実施すること。

**【キ 本稼働・検収・保守】**

(18) 新システム稼働時、職員の問い合わせに対応するため、現場（診察室等）への立ち合いを行うこと。

(19) 稼働後の問い合わせ内容は、一覧としてとりまとめ対応方法を報告すること。

(20) 安定稼働後、仕様書及び提案書の内容と稼働システムを比較し、実現度を当院に報告し、検収とする。

(21) 当院との検収度、サポートセンター主導による保守フェーズへ移行すること。また、定期的な報告会を実施すること。

## 7. 成果物

本業務の成果物は、技術仕様書「B. 役務・保守・その他」を参照のこと。

## 8. その他の注意事項

**(1) 作業に関する留意事項**

① 作業に着手する時点で体制図及び業務要件に準ずる詳細スケジュール（WBS）を当院へ提出すること。随時、最新版に更新を行うこと。

② 業務上知りえた秘密（個人情報を含む）を他に漏らしてはならない。  
また、契約終了後においても同様とする。

**(2) その他**

① 上記に記載のない事項については、当院と受注者の双方で協議、合意の上で決定するものとし、7の成果物の提出に当たっては、提出前に当院担当者と十分な内容の確認を行うこと。

② 本件業務の中、当院に来院の上で作業を行うことを想定している。ただし、新型コロナウイルス感染症等の流行によっては当院と受注者の双方で協議のもと、リモート方式対応を行うことを許可することがある。また、当院と受注者の双方で協議のもと、業務の効率化を鑑みてリモート方式の対応を行うことも許可することがある。